

町営住宅空家入居申込案内書

今回行います町営住宅空家入居の募集は、現在入居可能となっている**小口住宅2戸**です。
申込は一世帯につき1戸のみです。応募者多数の場合は公開抽選となりますので、ご承知おきください。

【住宅概要】①小口住宅D棟 102号（1階）

住 所：大口町中小口三丁目129番地（北小学校区・大口中学校区）

建築年：昭和48年・4階建て

間取り：DK、6畳、6畳、4.5畳

駐車場（1台分） 駐輪場

②小口住宅D棟 305号（3階）

住 所：大口町中小口三丁目129番地（北小学校区・大口中学校区）

建築年：昭和48年・4階建て

間取り：DK、6畳、6畳、4.5畳

駐車場（1台分） 駐輪場

■ 申 込 受 付 期 間 令和7年9月1日（月）～令和7年9月16日（火）

（申込用紙交付及び申込の受付時間は、午前9時から午後5時までです。ただし土・日曜日、祝日及び正午から午後1時を除く。）

■ 公開抽選日（応募者が多数の場合）

令和7年9月26日（金）午前10時 大口町役場 2階 第一会議室

■ 申込受付場所

大口町役場 建設部 維持管理課 TEL（0587）95－1615

■ 申込資格

- 1 生計の主体となる人で町内に1年以上居住又は勤務している方。
- 2 現に同居し、又は同居しようとする親族（内縁関係にある方及び婚約者を含む。）があること。ただし、

（注）① 兄弟姉妹（親のない場合を除く。）又は入居の際に家族を不自然に分割する場合（例えば、夫婦で一方のみ入居）は申込みできません。

② 入居の際、全員が同時に入居できなければ申込みできません。

③ 申込後の同居親族の変更（出生・死亡を除く。）は認められません。

④ 婚約者の変更があった場合は申込みを無効とします。

- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でない方。

- 4 現に住宅に困っていることが明らかな方。
- 5 町県民税、固定資産税、軽自動車税種別割及び国民健康保険税地方税等を滞納していない方。
- 6 収入基準に適合している方。（詳しくは4ページ以降を参照）

【単身入居の場合】

- (1) 申込日現在で満60歳以上の方
- (2) 身体障害者（1級～4級までの障害のある方）
- (3) 精神障害者（1級～3級までの障害のある方）
- (4) 知的障害者（精神障害者と同程度の障害のある方）
*ただし、自活可能な方に限ります。
- (5) 戦傷病者（恩給法の特別項症から第6項症までの方と第一款症の障害のある方）
- (6) 原子爆弾被爆者（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方）
- (7) 生活保護を受けている方
- (8) 中国残留邦人等
- (9) 引揚者（海外から引き揚げた5年を経過していない方）
- (10) ハンセン病療養所入所者等
- (11) DV被害者

■ 申込必要書類

（次の書類を維持管理課へ直接持参してください。）

- 1 町営住宅入居申込書
- 2 収入を証する書類（詳細は4ページ参照）
- 3 世帯全員の住民票の写し
*世帯主・続柄・筆頭者氏名が記載された、現在の同居家族全員のものを提出してください。
*住民票の写しは、必ず「省略されていないもの」を提出してください。
*住所地が大口町内でない方は、勤務地が大口町内であることの証明が必要です。
- 4 納税証明書（又は未納がない証明書）
- 5 婚約者と同居予定の方は下記の書類
*婚約証明書（申込書裏面様式3を使用してください）
ただし、入居後3か月以内に婚姻届の写し又は婚姻を証する戸籍謄本の提出がない場合は入居の申込みは無効とします。

6 次に該当する方は戸籍謄本が必要です

- *両親が死亡し、兄弟姉妹で申込みをする方。
- *父子世帯・母子世帯で申込みをする方。
- *内縁関係等で申込みをする方。
- *別居中の親（子）世帯等と、同居する申込みの方。
- *必要に応じて上記以外にも書類を提出していただく場合があります。

7 単身で申込をする場合。

①下記のいずれかに該当すること。

心身障害者・・・・・・・・・・障害を証明する手帳の写し

戦傷病者・・・・・・・・・・戦傷病者手帳の写し

原子爆弾被爆者・・・・・・・・・・原子爆弾被爆者に対する特別手当証等

生活保護を受けている方・生活保護扶助料の受給者証明書

中国残留邦人・・・・・・・・・・支援給付の受給を証明する書類

引揚者の方・・・・・・・・・・海外からの引揚げ後5年を経過していない旨の厚生労働省
社会、援護局の引揚証明書

ハンセン病療者・・・・・・・・・・ハンセン病療養所への入居を証する書類

DV被害者・・・・・・・・・・女性相談センターが婦人保護施設で保護を受けている又は
受けていた証明書または裁判所の保護命令決定書の写し

②日常生活に支障のない程度に健常であること、又は介護が必要であって常時
介護を受けることができること。

- *日常生活において常時介護を必要とする方で、居室においてこれを受ける
ことができない方、又は受けることが困難であると認められる方は申込みで
きません。

8 その他注意事項

☆ ふろがま及び浴槽の設置については、入居決定後に個人でご負担願います。

☆ 入居住宅決定の場合、住宅、間取り、構造、階層の指定はできません。

☆ 駐車場は希望者に限り1台のみ許可します。（別途申請が必要）

☆ 住宅へ入居すると住宅使用料以外に共益費等の負担が必要です。

☆ ペット類を飼うことはできません。

《収入を証明する書類区分表》

「申込に必要な書類」のうち、収入を証明する書類については、次の区分表により該当する●印及び○印の書類を全て提出してください。なお、●印の書類により収入基準の審査をします。

申 込 者 区 分	収入を証明する書類 現在の状況 就職時期等により提出 していただく書類が違 いますので注意してください。	(注1)	(注2)	(注3)	確定申告書 （税務署の受領印があるもの） の控	月別明細書 （申込書裏面様式2） の書	最近の年金振込通知書の写し 又は 年金改定通知書等の写し	開業届の控 （税務署の受領印があるもの）	転職を証明する書類 （退職証明書・廃業届） （卒業証書の写し等）	扶養を証明する書類	
		市課 区税 町証 村証 発行 の書	源泉 徴年 収分 票	給与 支給 証明 書 （申込書裏面様式1） の書							
給 与 所 得 者	①前年1月1日以前から現在の勤務先に引き続き勤務している方	●									
	②昨年1月2日以降に就職(転職)し申込日までに1年以上経過している方	○		●							
	③昨年1月2日以降に就職(転職)し申込日までの勤務期間が1年未満の方	○		●					○		
	④最近まで主たる収入者の扶養家族になっており、最近就職した方			●					○		
自 営 業 者 等	⑤前年1月1日以前から引き続き営業している方	●									
	⑥昨年1月2日以降に営業開始し申込日までに1年以上経過している方	○				●		○			
	⑦昨年1月2日以降に営業開始し申込日までの営業期間が1年未満の方	○				●		○	○		
	⑧最近まで主たる収入者の扶養家族になっており、最近営業を始めた方					●		○		○	
そ の 他	⑨年金受給者	○						●			
	⑩失業中の方	●		雇用保険受給資格者証の写し							
	⑪生活保護受給者	●		生活扶助料受給証明書							

備考 (注1) 課税証明書……………市区町村の税務担当課において、**総収入金額及び扶養家族の有無等を確認できる証明**を受けてください。

(注2) 給与支給証明書 ②の場合……現在の勤務先で、申し込む月の前月から過去1年分の**支給証明**を受けてください。(残業手当、賞与等を含む。)

③④の場合……現在の勤務先で、就職した月から申し込む月の前月までの支給証明を受けてください。(賞与の予定分は含みません。)

(注3) 月別明細書 ⑥の場合……申し込む月の前月から過去1年間分の所得を記入してください。

(申込書裏面様式2) ⑦⑧の場合……営業開始をした月から申し込む月の前月までの所得を記入してください。

(注) 1 : 書類審査の結果、不明な点がある場合は、事情に応じて必要な書類を提出していただきますのでご承知おきください。

2 : 提出書類等の内容について、勤務先等への照会実態調査を行う場合がありますのでご承知おきください。

《表1 年間総収入金額でみる収入基準早見表（給与所得者の場合）》

給与所得者が1人で、特別控除対象者がいない場合の早見表です。

年間 総 収 入 金 額	区 分	所得月額 同居扶養家族	0人 (単身者)	1人 (2人家族)	2人 (3人家族)	3人 (4人家族)	4人 (5人家族)	5人 (6人家族)
	I	104,000円以下	2,043,999 円以下	2,583,999 円以下	3,127,999 円以下	3,663,999 円以下	4,135,999 円以下	4,611,999 円以下
	II	104,000円を超え	2,044,000 }	2,584,000 }	3,128,000 }	3,664,000 }	4,136,000 }	4,612,000 }
		123,000円以下	2,367,999	2,911,999	3,451,999	3,947,999	4,423,999	4,895,999
	III	123,000円を超え	2,368,000 }	2,912,000 }	3,452,000 }	3,948,000 }	4,424,000 }	4,896,000 }
		139,000円以下	2,643,999	3,183,999	3,711,999	4,187,999	4,663,999	5,135,999
	IV	139,000円を超え	2,644,000 }	3,184,000 }	3,712,000 }	4,188,000 }	4,664,000 }	5,136,000 }
		158,000円以下	2,967,999	3,511,999	3,995,999	4,471,999	4,947,999	5,423,999

《表2 年間総所得金額でみる収入基準早見表（自営業者等の場合）》

事業所得等の方が1人で、特別控除対象者がいない場合の早見表です。

年間 総 所 得 金 額	区 分	所得月額 同居扶養家族	0人 (単身者)	1人 (2人家族)	2人 (3人家族)	3人 (4人家族)	4人 (5人家族)	5人 (6人家族)
	I	104,000円以下	1,248,000 円以下	1,628,000 円以下	2,008,000 円以下	2,388,000 円以下	2,768,000 円以下	3,148,000 円以下
	II	104,000円を超え	1,248,001 }	1,628,001 }	2,008,001 }	2,388,001 }	2,768,001 }	3,148,001 }
		123,000円以下	1,476,000	1,856,000	2,236,000	2,616,000	2,996,000	3,376,000
	III	123,000円を超え	1,476,001 }	1,856,001 }	2,236,001 }	2,616,001 }	2,996,001 }	3,376,001 }
		139,000円以下	1,668,000	2,048,000	2,428,000	2,808,000	3,188,000	3,568,000
	IV	139,000円を超え	1,668,001 }	2,048,001 }	2,428,001 }	2,808,001 }	3,188,001 }	3,568,001 }
		158,000円以下	1,896,000	2,276,000	2,656,000	3,036,000	3,416,000	3,796,000

《所得月額の算出のしかた》

入居資格の有無、区分を判定する根拠である「所得月額」とは、国や県の定めた決まりに基づいて算出したものです。一般に言われる“月々いくら”とか“手取り”などとは異なります。

以下の計算の順序にしたがってあなたの世帯の「所得月額」を算出してください。

- 1 申込家族全員の年間総所得金額を対象とします。
- 2 各々の年間総所得金額から個別の特別控除を控除し合算します。
- 3 合算した金額から一般控除額及びその他の特別控除額を控除した後、12で除し所得月額を算出します。

《算式》（計算した所得月額が158,000円以下の方であれば申込みできます。）

年間総所得金額 給与所得者の方は表3により算出した金額 ※注1	—	基礎控除 振替分 10万円 ※注2	—	個別の特別控除 ひとり親 35万円 寡婦 27万円 ※注3	—	一般控除 38万円 × 同居親族数又は扶養親族数	+	その他の特別控除 障害者 27万円 特別障害者 40万円 16歳以上23歳未満の者に係る扶養親族 25万円 老人扶養親族 10万円 各々×対象者数	÷	12
---	---	---	---	---	---	--	---	---	---	----

収入のある方が2人以上いる場合は、上記の算式で各々計算し（マイナスのときは0）出た金額を合算した金額

※注1 給与所得と年金所得の双方を有する場合、租税特別措置法により、所得金額調整控除として最大10万円控除となります。
 ※注2 個人事業主（自営業者等）の方は上記計算式の基礎控除振替分はありません。※注3 ひとり親と寡婦は併用できません。
 計算した所得月額による所得区分は次のとおりです。

所得月額

所得区分	所得月額	所得区分	所得月額
I	104,000円以下	III	123,000円を超え、139,000円以下
II	104,000円を超え、123,000円以下	IV	139,000円を超え、158,000円以下

《表3 年間総所得金額算出のしかた》

（公的年金以外の場合）

※小数点以下は切り捨て

年間総収入金額	年間総所得金額	年間総収入金額	年間総所得金額
1円～550,999円	0円	1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円
551,000円～1,618,999円	総収入金額－550,000円	1,628,000円～1,799,999円	(注) A×0.6+100,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円	1,800,000円～3,599,999円	(注) A×0.7－80,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円	3,600,000円～6,599,999円	(注) A×0.8－440,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円	6,600,000円～8,499,999円	総収入金額×0.9－1,100,000円※
		8,500,000円～	総収入金額－1,950,000円※

(注) Aの計算方法は、 $\frac{\text{年間総収入金額}}{4,000} = \text{ } (小数点以下切り捨て) \Rightarrow \text{ } \times 4,000 = A$

【計算例】 $\frac{2,671,666(\text{年間総収入金額})}{4,000} = 667.9156 \rightarrow 667 \times 4,000 = 2,668,000 (A)$

（公的年金の場合）

切り捨て

65未満の方		65歳以上の方	
年間総収入金額	年間総所得金額	年間総収入金額	年間総所得金額
130万円未満	公的年金総収入－600,000円	330万円未満	公的年金総収入－1,100,000円
130万円以上410万円未満	公的年金総収入×0.75－275,000円	330万円以上410万円未満	公的年金総収入×0.75－275,000円
410万円以上770万円未満	公的年金総収入×0.85－685,000円	410万円以上770万円未満	公的年金総収入×0.85－685,000円
770万円以上1000万円未満	公的年金総収入×0.95－1,455,000円	770万円以上1000万円未満	公的年金総収入×0.95－1,455,000円
1000万円以上	公的年金総収入－1,955,000円	1000万円以上	公的年金総収入－1,955,000円

(注) 遺族年金、障害年金などの課税されない所得は収入基準の計算対象とはなりません。

《表4 収入計算で控除する金額》

区分	控除項目	控除対象者			控除額
一般控除	同居親族控除	申込家族のうち申込者以外の方。			1人につき 38万円
	扶養親族控除	申込家族には入っていないが、所得税法上の扶養親族控除の対象として認められている方。(仕送りをしているだけでは扶養家族にならない場合があります)			
個別の特別控除	ひとり親控除	・離婚した後、婚姻していないか、配偶者と死別したのち婚姻していない者で生計を一にする子（注1）を有し、合計所得金額が500万円以下の方 ・配偶者の生死が不明又は、婚姻によらない母（父）になった女子（男子）で、その者と生計を一にする子（注1）を有し、合計所得金額が500万円以下の方			その人の所得から35万円
	寡婦控除	・夫と離婚したのち婚姻していない方で子以外の扶養親族を有し合計所得金額が500万円以下の方 ・夫と死別したのち婚姻していないか、夫の生死が不明の方で合計所得金額が500万円以下の方			その人の所得から27万円
その他の特別控除	障害者控除	申込者又は一般控除対象者の中で心身障害者であり、手帳等を交付されている方。	身体障害者手帳	3～6級	1人につき 27万円
			精神障害者保健福祉手帳	2・3級	
			愛護手帳	3・4度	
			療育手帳	B・C	
			戦傷病者手帳	第4項症～第4目症	
	特別障害者控除	申込者又は一般控除対象者の中で重度の心身障害者であり、手帳等を交付されている方。	身体障害者手帳	1・2級	1人につき 40万円
			精神障害者保健福祉手帳	1級	
			愛護手帳	1・2度	
			療育手帳	A	
			戦傷病者手帳	特別項症～第3項症	
			被爆者健康手帳所持者のうち、厚生労働大臣の認定患者		
	16歳以上23歳未満の者に係る扶養親族控除	一般控除対象者の中で年齢16歳以上23歳未満の方で、扶養親族と認められている方。(配偶者は除く)			1人につき 25万円
老人扶養親族控除	一般控除対象者の中で年齢70歳以上の方で、扶養親族と認められている方。			1人につき 10万円	

※婚約者の方は同居親族に含みます。年齢は、申込受付期間最終日現在の満年齢とします。

注1 この場合の子は、その年分の総所得金額等が48万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族となっていない人に限られます。

収入基準の計算例

例1 収入を得ている方が2名いる場合（その他の特別控除該当者）

夫（44歳）：自営年間所得金額	2,630,000円	所得の合計	2,630,000円+1,486,000円=4,116,000円
妻（42歳）：給与年間収入金額	2,383,000円	親族控除	380,000円×3名=1,140,000円
長男（21歳）：学生		16歳以上23歳未満の者に係る扶養親族控除	250,000円×2名=500,000円
次男（16歳）：学生			

●妻の所得金額の算出 表3により 1,586,000円
基礎控除振替分10万円により 1,486,000円

$$\frac{4,116,000円 - 1,640,000円}{12か月} = 206,333円（所得月額）$$

町営住宅に申し込みできません

例2 個別の特別控除該当者（母子・父子世帯）がいる場合

母（30歳）：給与年間収入金額	2,110,300円	所得の合計	1,295,600円 - 350,000円 = 945,600円
長男（9歳）：学生		ひとり親控除	350,000円
長女（7歳）：学生		親族控除	380,000円×2名 = 760,000円

●母の所得金額の算出 表3により 1,395,600円
基礎控除振替分10万円により 1,295,000円

$$\frac{945,600円 - 760,000円}{12か月} = 15,466円（所得月額）$$

（所得区分Ⅰ）

町営住宅に申し込みできます

例3 高齢者世帯の場合

夫（65歳）：給与年間収入金額	3,808,300円	所得金額	2,506,400円
妻（60歳）：無収入		親族控除	380,000円×1名 = 380,000円

●夫の所得金額の算出 表3により 2,606,400円
基礎控除振替分10万円により 2,506,400円

$$\frac{2,506,400円 - 380,000円}{12か月} = 177,200円（所得月額）$$

（所得区分Ⅴ）

町営住宅に申し込みできます

例4 障害者世帯の場合（その他の特別控除該当者あり）

夫（32歳）：給与年間収入金額	3,150,300円	所得の合計	2,023,600円+1,393,600円=3,417,200円
妻（26歳）：給与年間収入金額	2,250,000円	親族控除	380,000円×2名 = 760,000円
長男（5歳）：障害3級（障害者控除対象）		障害者控除	270,000円×1名 = 270,000円

●夫の所得金額の算出 表3により 2,123,600円
基礎控除振替分10万円により 2,023,600円

●妻の所得金額の算出 表3により 1,493,600円
基礎控除振替分10万円により 1,393,600円

$$\frac{3,417,200円 - 1,030,000円}{12か月} = 198,933円（所得月額）$$

（所得区分Ⅵ）

町営住宅に申し込みできます

例5 公的年金受給者がいる場合

長男（44歳）：給与年間収入金額	2,199,834円	所得の合計	1,357,200円+800,000円
父（71歳）：年金年間収入金額	2,000,000円		+300,000円=2,457,200円
母（63歳）：年金年間収入金額	1,000,000円		
●長男の所得金額の算出 表3により	1,457,200円	親族控除	380,000円×2名=760,000円
基礎控除振替分10万円により	1,357,200円		
●父の所得金額の算出 表3により	900,000円		
基礎控除振替分10万円により	800,000円	2,457,200円－	760,000円
●母の所得金額の算出 表3により	400,000円	12か月	=141,433円（所得月額）
基礎控除振替分10万円により	300,000円		（所得区分Ⅳ）
			町営住宅に申し込みできます

例6 同居しようとする親族以外に扶養している方がいる場合（その他の特別控除該当者あり）

夫（42歳）：給与年間収入金額	4,802,876円	所得の合計	3,300,000円+650,000円=3,950,000円
妻（36歳）：年金年間収入金額	1,300,000円	親族控除	380,000円+5名=1,900,000円
長男（10歳）：学生			（同居者3名+別居扶養者2名）
長女（8歳）：学生		老人扶養親族控除	100,000円×2名=200,000円
父（72歳）：別居扶養（老人扶養親族控除対象）		3,950,000円－	2,100,000円
母（70歳）：別居扶養（老人扶養親族控除対象）		12か月	=154,166円（所得月額）
●夫の所得金額の算出 表3により	3,400,000円		
基礎控除振替分10万円により	3,300,000円		（所得区分Ⅳ）
●妻の所得金額の算出 表3により	750,000円		町営住宅に申し込みできます
基礎控除振替分10万円により	650,000円		

例7 前年1月2日以降に就職、転職又は事業を始められた場合

夫（36歳）：就職して10か月で、この間の収入金額	2,830,000円		
（給与2,530,000円、賞与300,000円）			
妻（28歳）：無収入		所得金額	2,155,200円
●夫の年間総収入金額及び所得金額の算出		親族控除	380,000円×1名=380,000円
2,530,000円		2,155,200円－	380,000円
10 × 12 + 300,000 = 3,336,000円		12か月	=147,933円（所得月額）
表3により年間総所得金額は2,255,200円			（所得区分Ⅳ）
基礎控除振替分10万円により2,155,200円			町営住宅に申し込みできます

大口町中小口三丁目129番地





